

## 平成29年度事業報告

公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議（以下「県民会議」という。）は、県民の暴力団排除（以下「暴排」という。）気運、意識の高揚を図るとともに、暴力団排除活動等（以下「暴排活動等」という。）を推進し、安全で平穏な住みよい千葉県づくりのため、平成29年度は、

- 暴力団追放のための広報啓蒙活動
- 市町村、民間暴排組織の活動に対する支援
- 暴力団に関する相談活動
- 少年に対する暴力団の影響排除活動
- 暴力団員の社会復帰対策活動
- 指定暴力団事務所使用差止請求関係業務の推進
- 暴力団員による不当な行為の被害者の保護救済活動
- 暴力団排除対策のための調査研究活動

の8項目を柱として、事業活動等を積極的に進めた。

その結果は、次のとおりである。

### 1 暴力団追放のための広報啓蒙活動

#### (1) 暴力団排除気運の醸成活動

##### ア 広報啓蒙資料の作成配布

(ア) ポスター	17,200枚
(イ) 県民会議手帳	4,050冊
(ロ) 県民会議だより「ぼうついで」第75号	27,500部
「ぼうついで」第76号	27,600部
(エ) 小冊子	
「不当要求防止責任者教本」	2,300部
「ひとりひとりの心に拡げる」	5,500部
「暴力団情勢と対策」	4,400部
「企業対象暴力の現状と対策」	2,000部
「行政対象暴力の現状と対策」	700部
(オ) パンフレット	
「千葉県暴力団排除条例」	4,250部
(カ) 広報啓蒙活動ボールペン	1,300本
(キ) 広報啓蒙活動用グッズ3種類 (綿棒・傷テープ・眼鏡拭き)	計9,000個
(ク) 各種ステッカー5種類	計10,000枚

(三ない運動・暴力団絶縁宣言の店など)

(ケ) 平成29年度賛助会員用チラシ

500部

イ 広域な広報活動の展開

県警、県、市町村等の広報紙への暴排広報文掲載依頼など広域にわたる広報活動を実施するとともに、県警音楽隊定期演奏会、大相撲巡業八千代場所など官民主催の各種イベント会場に出向いた広報啓発チラシ配付や、県警施策の飲食店暴排ローラー活動に際する資料提供や千葉日報創刊60周年記念広告掲載など幅広い広報活動を実施した。

(2) 県民会議賛助会員の加入促進活動

相談活動、広報活動、研修・講習会等を通じて積極的な入会募集に努めた結果、15企業が入会した。

(3) 暴力団追放標語の募集

全国暴力追放運動推進センター・県防犯協会と共同して小学生・中学生・高校生及び一般から暴力団追放標語・啓発用ポスターを募集し、暴排気運の一層の高揚を図った。

2 市町村、民間暴排組織の活動に対する支援

(1) 暴力団排除活動組織への支援活動

ア 暴排組織設立等への支援

地域住民・企業・関係行政機関等と連携して住民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的として、平成29年5月24日に執り行われた木更津市商店連合会暴力団排除宣言式、平成30年1月30日に設立総会を開催した国際医療福祉大学成田病院事業暴力団排除協議会などに専務理事が出席し、広報啓発資料提供などの支援を実施した。

イ 部会、講演会の開催

企業暴力追放対策部会、ゴルフ場暴力団追放対策部会等の各部会及び分科会、賛助会員企業・団体等における研修会において暴排講演を実施した。

ウ 市町村、地域、企業、団体等への支援

県、市町村及び企業等の研修会などに講師を派遣し、啓発資料の提供や講演、講習の支援を実施した。

エ 資料の作成配布

暴排組織設立や暴排宣言式、各部会、講習・研修会の開催に際して各種資料の提供、配付を実施した。

(2) 事業所不当要求防止責任者に対する講習

事業所の不当要求防止責任者に対する定期及び選任時講習を合計39回実施した。

12業種の受講者数は、定期講習646人、選任時講習1,374人及び聴講者55人の合計2,075人であった。

(3) 不当要求情報管理機関援助

新たな不当要求情報管理機関設置はないが、各暴力追放対策部会及び県、市町村等関係機関との情報・意見交換を行い、更なる県民会議事務局との連携強化と情報管理の重要性などについて理解を得るとともに、作成したパンフレット・チラシ等の広報資料を配付するなど、暴排活動の意識付けを図った。

3 暴力団に関する相談活動

(1) 暴力団による不法な行為に関する相談活動

平成29年中の相談受理事件数は、1,103件（前年比205件減少）であった。

（文書相談による一括複数の属性照会が増加したため、件数としては減少したものの実質的な前年比増減はない。）

相談内容に応じて、警察への通報、弁護士の紹介、相談委員による助言等、的確に対応した。

（相談受理・処理状況、主な事例については別紙のとおり）

- ア 県民会議、関係団体の広報誌（紙）を活用した周知活動を実施した。
- イ 相談対応は、専門的知識・経験を有する暴力追放相談委員（以下「相談委員」という。）として、常勤の専務理事及び県民会議事務局員4名並びに非常勤の相談委員7名（弁護士2名、保護司2名、少年指導委員2名及び警察退職者1名）の合計12名により適切に推進した。

ウ 民事介入暴力事案等に対する連携についての協定の運用状況

（平成10年10月21日締結 略称「民暴110番協定」）

暴力団員等の違法、不当な行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者から相談等を受けた場合は、相談者等が求める措置を迅速に実現し、被害の防止及び回復を図るため、千葉県警察、千葉県弁護士会、県民会議の三者が具体的事案ごとに処理連携チームを編成し、事案対応に努めている。

平成29年中の受理事案は0件であるが、継続事案1件の事案に対応しており、協定締結後の累計事案受理事件数は62件で、うち61件を処理している。

エ 移動暴力相談所の開設

相談方法は、県民会議事務局において行う面接相談及び電話相談の他、県の出先機関である8地域振興事務所に「移動暴力相談所」を開設するなど、相談者の利便性に配慮した。

オ 相談業務に関する情報管理及び秘密の保持の徹底

マイナンバー法などの施行に伴って、情報管理規程、個人情報保護規定等を整備し、暴力団情報提供要領を策定して、これらに基づいて適切な相談業務を実施した。

(2) 暴力追放相談委員の委嘱及び研修

平成29年4月6日に、暴力団対策法に規定する相談委員として非常勤の7名に対し委嘱状を交付するとともに、千葉県警察本部少年課長、捜査第四課長ほか県警幹部から少年非行及び暴力団等に関する情勢説明を受け、出席者相互に情報交換を行うなどの研修会を実施した。

4 少年に対する暴力団の影響排除活動

(1) 少年に対する暴力団の影響排除強化

暴力団の人的供給源を遮断するため、各部会、県、市町村における研修会、事業所の不当要求防止責任者に対する講習等において、少年に係わる暴力団の実態を説明し、活動気運の高揚を図った。

(2) 少年指導委員による活動の支援

約600人の少年指導委員を対象に県警本部捜査第四課、少年課、交通総務課から講師を招き、県内12会場において講義及び研修を実施した。

5 暴力団員の社会復帰対策活動

(1) 暴力団離脱希望者の援助活動

県民会議の広報紙等で暴力団組織からの離脱相談を積極的に呼びかけ、相談しやすい雰囲気作りに努めるとともに、対応については、関係機関と連携するなど実効を期した。

(2) 暴力団社会復帰対策協議会活動の充実

平成29年7月17日に暴力団からの離脱者の社会復帰を促進し、生活環境改善のために就労支援などを行うことを目的とする千葉県暴力団社会復帰対策協議会（職業紹介機関、雇用事業所関係、矯正関係機関、県民会議等で構成し、県民会議が会長となる）総会を開催し、離脱者の就業を助ける協力を求めるため連携強化を図った。

(3) 離脱者受入事業所の開拓・確保

千葉県警と連携し、社会復帰対策の基盤となる離脱暴力団員の雇用受入事業所募集に取り組み、各警察署への募集看板設置や、講習会などでの広

報を実施した結果、協力事業所13社を確保した。

また、4名の元暴力団員の就労支援を行ない、本年3月までに雇用給付金規程に基づいて雇用後3ヶ月を経過し、引き続いて雇用継続意思がある受入れ企業2社に対して雇用給付金10万円を交付した。

## 6 指定暴力団事務所使用差止請求関係業務の推進

### (1) 周知活動の推進

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律に基づき、平成26年2月27日付けで国家公安委員会から認定を受けた適格都道府県センター制度を広く県民、事業者等に知らしめるため、広報資料の作成・配布、講習・研修会における説明等、あらゆる機会を利用した周知活動を展開した。

### (2) 適正な受託手続きと受託後の対応

現在まで適用事例はないものの、各千葉県民事介入暴力対策協議会ほか関係機関との連携により、有事の際の権限行使、情報管理及び適正な受託手続きや事務処理を期するため日々研鑽しており、法律（暴対法）に規定する推進体制に必要な検討委員を選任したほか、専門的な知識を有する弁護士を専門委員に委嘱するなどした。

## 7 暴力団員による不当な行為の被害者の保護救済活動

### (1) 被害者の保護活動

暴力団員の係わる民事介入暴力事案、暴力団員による不当要求事案等、再被害、報復等のおそれがある相談については、被害防止の助言に加え、相談者の意思を確認した上、警察への通報を確実に行うなど、関係者の保護措置に努めた。

### (2) 被害者の救済活動

平成29年度の見舞金支給については、暴力団員による傷害事件2件の被害者2名に対して計3万円を支給する事例があった。

民事訴訟費用の無利子貸付事例にあっては、今年度は事例はなかった。

## 8 暴力団排除対策のための調査研究活動

### (1) 暴力団に対する情報収集

新聞、週刊誌等の公刊資料から暴力団等関係資料43件（累計11,242件、内訳暴力団関係9,133件・エセ右翼関係1,428件・エセ同和関係681件）をコンピュータ入力して資料化の上、暴力相談業務等に活用している。

(2) 暴力団活動の実態調査

相談活動、講習、研修会、支援活動などあらゆる機会を通じて情報収集・分析に努めた。

(3) 暴力団に関する情報提供

暴排等目的達成のために、事業者や個人から相談があった場合は、条例上又は被害防止や被害回復等の公益の程度を検討して、適切に情報提供を行った。

別紙

(7) 相談受理態様別分類

受理態様	件数	比率 (%)
電話相談	946	85.8
面接相談	121	11.0
文書相談	35	3.2
その他(メール)	1	0.1
合計	1,103	100.0

(イ) 相談処理状況

処理内容	件数	比率 (%)
事務局で処理	1,092	99.0
警察へ引き継ぐ	11	1.0
弁護士会へ引き継ぐ	0	0.0
その他の機関	0	0.0
合計	1,103	100.0

(ウ) 相談内容別分類

類型別	件数	比率 (%)
(1) 人の弱みにつけ込む金品等要求行為	1	0.1
(2) 不当贈与要求行為	0	0.0
(3) 不当下請等要求行為	0	0.0
(4) みかじめ料要求行為	1	0.1
(5) 用心棒料要求行為	0	0.0
(6) 高利債権取立行為	0	0.0
(7) 不当債権取立行為	0	0.0
(8) 不当債務免除要求行為	0	0.0
(9) 不当貸付等要求行為	0	0.0
(10) 不当信用取引要求行為	0	0.0
(11) 不当自己株式買取等要求行為	0	0.0
(12) 不当預貯金受入れ要求行為	0	0.0
(13) 不当地上げ行為	0	0.0
(14) 競売等妨害行為	0	0.0
(15) 不当宅地等取引要求行為	0	0.0

(16) 不当宅地賃借要求行為	0	0.0
(17) 不当建設工事要求行為	0	0.0
(18) 不当施設利用要求行為	0	0.0
(19) 不当示談介入行為	0	0.0
(20) 因縁をつけての金品等要求行為	4	0.4
(21) 不当許認可等要求行為	0	0.0
(22) 不当許認可等排除要求行為	0	0.0
(23) 不当入札参加要求行為	0	0.0
(24) 不当入札排除要求行為	0	0.0
(25) 談合入札要求行為	0	0.0
(26) 不当公共工事契約排除要求行為	0	0.0
(27) 不当公共工事下請等排除あっせん要求行為	0	0.0
(28) 縄張に係る禁止行為に関する相談	0	0.0
(29) 準暴力的要求行為等に関する相談	0	0.0
(30) 離脱・勧誘・加入強要に関する相談	7	0.6
(31) 暴力団事務所等に関する相談	0	0.0
(32) 民事訴訟に関する相談	2	0.2
(33) 前各号に該当しない不当行為(刑法等)	25	2.2
(34) 暴力団対策法に関する相談	19	1.7
(35) その他の暴力関係相談	1,044	94.7
合計	1,103	100.0

(I) 主な相談事例

【事例1】「暴行を受け飲食代金を支払ってくれない」との相談

スナックで飲食したお客さんが、威圧的な態度を示し飲食代金を払ってくれない。数日後に来店されたので、改めて飲食代金を請求したところ、「若い衆や舎弟が何人もいる。店を燃やすぞ。」等と脅かされた上、頭を殴られる暴行を受け、飲食代金の支払いが受けられないとの相談。

【対応】

暴行、脅迫等の事案が発生していることから、直ちに警察へ相談することを助言した。後日、相談者からの経過の連絡があり、警察へ相談する前にその客が来店したことから、県民会議に相談し、警察に被害届を提出する旨を告げたところ、



客の態度が一変し、その場で謝罪と飲食代金の支払いを受けるとともに二度と来店しないことの確約がなされたことから解決した。

【事例 2】「元暴力団組員から就労支援」の相談

現在、生活保護を受給し、自立支援医療を受けている元暴力団組員（昨年 8 月離脱）から、療養経過が良好であり、自力で生活していくために県民会議が行っている就労支援を受けたいとの相談。

【対応】

千葉県警察に支援要請を行い、千葉県警察社会復帰アドバイザー、担当捜査官及び県民会議担当職員により元暴力団組員と面接し、就労意欲を確認したことから、公共職業安定所及び社会復帰対策協議会会員である受入事業所と連携し、同事業所に土木作業員として就労させることができた。

【事例 3】「地元暴力団へのみかじめ料の支払いをやめたい」との相談

匿名希望の居酒屋店主から、20 年前から地元の暴力団に毎月お金を払っているが、やめることはできるのかとの相談。

【対応】

暴力団との関係を断つためにも警察への相談すること。また、金品等を要求されても毅然とした態度で断ることを助言した。

後日、相談者に電話により経過を確認したところ、相談者から「正直に話したら、平穩に支払いを断ることができました。」旨の報告を受けたため、相談者の同意を得て、警察へ情報提供した。

【事例 4】「アパートに住む暴力団を立ち退きさせて貰いたい」との相談

隣のアパートに暴力団とおぼしき人物が住んでいる。そこを尋ねる人達も暴力団風であり、他人の駐車場を塞ぐなど迷惑しているし、とても怖い。立ち退かせるとはできないかとの相談。

【対応】

相談内容については、本人の同意を得て、警察に情報提供したところ、警察の捜査により、居住する指定暴力団組員を

詐欺容疑（知人名義で賃借契約）で事件化したことに伴い、アパートの賃借契約を解除し、退去したことから解決した。

【事例5】「図書購読要求の対応をどのようにすればよいか」との相談

不動産会社を経営しているが、政治結社を名乗る男から北方領土に関する本を一冊6万円で購入して欲しいと要求された。お客様との商談中のこともあり、曖昧な返事をして電話を切ってしまった。

購入意思はありませんが本当に本が送り付けられた場合、どの様に対応すればよいかとの相談。

【対応】

電話を受けた時点で購入する意思がなければ、契約自由の原則により、「必要ありません」等と明確に断るべきでした。今回の場合、購入することを明確に承諾したとはいえませんので契約は成立していません。

一方的に送り付けられた場合は、受取拒否のメモを貼って返送し、開封した場合は、「必要ありません。今後も送らないで下さい。」等の購読拒否の文書とともに、内容証明付き郵便で送付することを教示した上、対応マニュアルを相談者宛に送付した。

後日、相談者の会社に図書が送付されてきたが、マニュアルに従い未開封のまま返送し、その後も連絡はなく解決した。

【事例6】「刑務所在監中の暴力団員から離脱支援」に関する相談

刑務所に在監する複数の暴力団員から、将来への不安等を理由に離脱及び就労支援を受けたい等との内容の手紙が寄せられた。

【対応】

全国の暴力追放運動推進センター（千葉県では当県民会議）では、暴力団離脱者の社会復帰を実現させるため離脱及び就労支援活動を行っているが、刑務所に在監中での支援活動は行っていないことから、それぞれの差出人宛に離脱、就労支援の手続き及び出所後の相談先等の内容について返信し、これら支援に関する不安の解消に努めた。